

# 平成21年度食の安全安心に関して講じた施策の実施状況の報告について

## I はじめに

県では、平成15年10月に「えひめ食の安全・安心推進本部」(本部長:副知事)を設置し、関係部署で連携を図りながら、食の安全安心の確保に関する各種施策に取り組んできました。しかし、中国冷凍ギョーザ事件や産地偽装事件など、食の安全安心に関する様々な事件が多発し、消費者の食に対する安全を求める声が高まってきました。

このような状況の中、食品の安全性や食への安心感をより一層高めていくためには、行政の取組みだけでなく、食品関連事業者や消費者を含めた全ての関係者が一体となり、それぞれの責務・役割を十分に認識し、互いに協力・理解しあって取り組むことが必要であることから、平成20年12月に議員提案の「愛媛県食の安全安心推進条例」(以下、「条例」という。)が可決成立し、平成21年4月から施行されました。

## II 報告の根拠規定等

この報告書は、条例第10条の「知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

## III 施策の実施状況

### 1 条例に基づく施策の実施状況について

#### (1) 愛媛県食の安全安心の推進に関する計画の策定について

条例第11条では、「知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画(以下、「推進計画」という。)を定めなければならない。」こととなっています。

また、同条第3項では、「知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛媛県食の安全安心推進県民会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。」こととなっています。

このため、平成21年4月に、学識経験者等10名で構成する「愛媛県食の安全安心推進県民会議」(会長:愛媛大学農学部 大隈教授)を設置し、平成21年度は3回の会議を開催し、推進計画の内容等について審議いただくとともに、推進計画について県民の皆さまの意見を反映させるため、パブリックコメントを平成21年10月23日から1ヶ月間実施しました。

これらのご意見を踏まえて、平成22年2月16日に、えひめ食の安全・安心推進本部会議を開催し、推進計画を策定いたしました。推進計画策定後は、速やかに関係機関への通知や県ホームページでの公表を行い、周知に努め、平成22年4月1日から本計画が施行されました。

【愛媛県食の安全安心推進県民会議委員】

(H22. 4. 1現在 五十音順:敬称略)

氏名	現職	備考
大隈 満	愛媛大学農学部生物資源学科教授	会長
岡田 恵美子	愛媛県学校栄養士協議会	
川本 登倭子	愛媛県連合婦人会会長	
白川 千鶴	愛媛県生活協同組合連合会理事	
清家 厚	四国乳業株式会社品質管理室室長	
田中 剛	社団法人愛媛県食品衛生協会理事	
戸田 耕二	周桑農業協同組合代表理事専務	
逸見 幾代	東雲短期大学名誉教授	副会長
松岡 真喜男	遊子漁業協同組合専務理事	
矢野 昌美	株式会社フジ	

任期:H21.4.27~H24.4.26(3年)

【会議開催状況】

○第1回会議(平成21年5月13日)

- ・会長、副会長の選出について
- ・事務局から推進計画の素案を提示し内容を審議
- ・各委員から、「食の安全安心に関する相談窓口」「21年度の新規事業(南予の味覚販売拡大支援事業)の取組み」に関する内容についての質疑や意見交換が行われました。

○第2回会議(平成21年9月8日)

- ・事務局から推進計画案を提示し内容を審議
- ・各委員から、「目標(スローガン)」「計画の表記」などについての意見交換や感想が述べられました。

○第3回会議(平成21年12月16日)

- ・これまでの審議内容や、アンケート調査結果等を踏まえた計画案を提示
- ・各委員から推進計画の内容について賛同が得られました。

【パブリックコメントの実施結果】

○実施期間:平成21年10月23日から11月24日

○結果:意見無し

(2) 自主回収報告制度について

条例第22条では、「食品関連事業者は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したときは、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。」こととなっています。本制度は、平成21年10月から施行され、昨年度は表示の誤記など9件(松山市0件)の報告があり、いずれも適正に運用されました。

### (3) 危害情報の申出について

条例第25条では、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。」こととなっています。また、同条第2項では、「知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。」こととなっています。

本制度も平成21年10月から施行されましたが、昨年度は、食品に関する調査依頼等について26件(うち松山市17件)の申し出があり、いずれも必要な調査を行い、必要な指導など適正に措置しました。

## 2 食の安全安心に関する具体的な取組みに関する実施状況について

### (1) 条例の周知啓発について

条例に基づく各種施策を円滑に運用するためには、食品関連事業者や県民のみなさまに、条例の内容を理解していただくことが重要となります。

このため、平成21年度は、次のとおり条例の周知啓発活動を行いました。

#### ○条例説明会の開催

平成21年4月1日から施行された「愛媛県食の安全安心推進条例」の説明会を開催し、3会場で食品関連事業者、消費者等563名が参加。

(会場別参加人数)

回	日 程	場 所	参加人数
第1回	5月18日(月)	愛媛県 中予地方局 大会議室 (松山市北持田町132)	166名
第2回	5月20日(水)	愛媛県 東予地方局 大会議室 (西条市喜多川796-1)	199名
第3回	5月22日(金)	愛媛県歴史文化博物館 多目的ホール (西予市宇和町卯之町4-11-2)	198名

#### ○県広報紙 県民だより さわやか愛媛への掲載

平成21年1・2月合併号への掲載(条例の成立について)

平成21年10月号の表紙「1面特集」に掲載(条例の内容について)

#### ○県政広報番組での紹介

6月14日(日)21:54 から愛!愛!えひめ(南海放送)にて、食の安全安心推進条例について放送。エミフルMASAKIでのインタビューなど。

#### ○県政モニターへのアンケート調査

現在登録されている174名の県政モニターに対して、食の安全安心に関する意識調査を8月に実施し150名から回答を得た。

(アンケートの主な結果)

条例周知関係: 条例知っていた・聞いたことがある 39%、知らなかった 61%  
今後の取り組まなければならないこと  
① 行政が健康危害につながるおそれのある食品等の情報を積極的に公表 16%  
② 食品関連事業者への監視・検査体制を強化する 11%

○愛媛県食品衛生協会広報誌への掲載

「えひめの食品衛生」(食協だより平成21年夏季70号)に行政からのお知らせとして、「愛媛県食の安全安心推進条例の施行について」を掲載。条例の概要や10月1日からスタートとなる自主回収報告制度等について掲載し、食の安全安心の確保への更なる取り組みや協力を依頼。みんなの生活展 2009(主催:松山市・みんなの生活展 場所:大街道商店街)において条例のチラシを配布。

○パンフレットの配布及び講習会等での周知

食の安全安心推進条例に関するパンフレットを県内各市町、食品関係団体、保健所等へ送付し、各種講習会や広報誌等を活用して周知を図るよう依頼。

○エヒメールによる周知

10月9日付けメールマガジンにて、10/1からスタートした自主回収報告制度、危害情報申出制度の紹介。

○食の安全・安心県民講座での説明

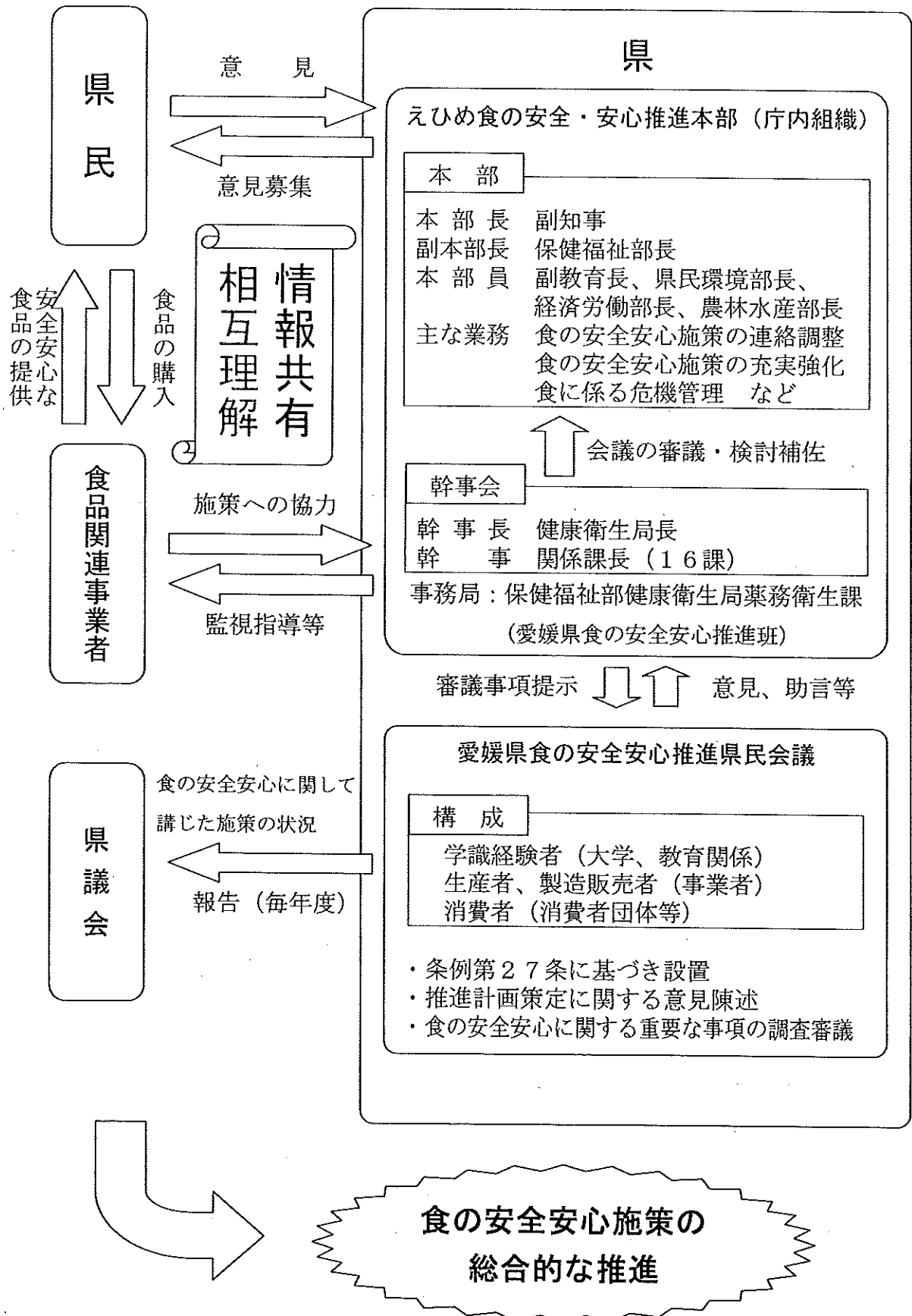
食品の安全性をテーマに消費者等との双方向の意見交換を行い、その意見を食品安全行政に反映させるなど、消費者等との相互理解、相互信頼を築くため、平成21年10・11月に県内3箇所において、食の安全・安心県民講座を開催し、条例の内容等について説明。参加者に食の安全安心に関するアンケート調査を実施し、352名から回答。(平成21年)

回	日 時	場 所	参加者数
第1回	10月27日(火) 13:30~16:00	東予地方局 大会議室 (西条市喜多川796-1)	152名
第2回	10月29日(木) 13:30~16:00	南予地方局 大会議室 (宇和島市天神町7-1)	154名
第3回	11月4日(水) 13:30~16:00	中予地方局 大会議室 (松山市北持田町132)	140名

(アンケートの主な結果)

○食品等の安全性について、どのような点を基準に判断しているか。  
・「賞味期限・消費期限」(22.7%)、「国内産であること」(21.7%)、「製造者や生産者の信頼性」(20.8%)  
○原材料の生産から食品の消費までの各段階で、食品の安全性確保のために、最も重要だと考えるのはどの段階か。  
・「食品の製造や加工」(46.0%)「農畜水産物の生産(作物の栽培、家畜の飼育など)」(23.9%)  
○食品の安全性に関する情報について、どこから得ることが多いか。  
・「マスコミ(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ)」(32.5%)、「地方自治体の機関」(20.9%)、「国の機関」(16.9%)、「食品メーカー」(12.5%)

○食の安全安心推進体制



(2)その他の食の安全安心に関する具体的な取組みについて

平成21年度の施策の実施状況については、平成22年4月1日から施行された「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」(H22年度～H26年度)の施策体系に基づき、「IV取組み個票」のとおり、それぞれの具体的取組み毎に取りまとめました。

○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み		
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承	I 正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの開設 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供		
		2 食の安全に係る相談窓口の充実	(7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施		
	II 生産から消費に至る食の安全安心の確保	i 生産段階における安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産者への意識の向上	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農薬団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 貝毒検査の実施	
			4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み	(19) 環境保全型農業の推進 (20) 有機農業の推進 (21) G A P (農業生産工程管理) の推進 (22) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (23) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (24) 死亡牛のB S E検査 (25) 高病原性鳥インフルエンザ対策	
			5 消費と生産との距離を縮める取組み	(26) 農林水産参観デーによる推進 (27) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (28) 消費者ニーズの把握、生産への反映	
		ii 製造、加工、販売段階における安全安心の確保	6 県内流通食品の監視指導の徹底	(29) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (30) 大規模調理施設に対する監視指導 (31) と畜場等の監視指導等 (32) 収去検査の計画的な実施等 (33) 食品に関する調査研究の推進 (34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成	
			7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚	(35) 自主衛生管理の周知啓発 (36) 自主衛生管理に関する助言等 (37) 自主衛生管理推進事業の支援 (38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰	
			8 自主的な衛生管理手法の導入推進	(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進	
			9 食品表示の適正化の推進	(41) 食品表示の監視指導 (42) 食品表示に関する啓発 (43) 食品表示に関する連携 (44) 安心感に配慮した表示の推進 (45) 食品表示に関する相談への対応	
			iii 消費段階における安全安心の確保	10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(46) 食育の推進 (47) 地産地消の推進 (48) 食文化の普及推進 (49) 小学校等での出張食育教室の実施 (50) 栄養教諭による食に関する指導の推進
				11 自主回収報告制度の普及	(51) 自主回収報告制度の普及促進 (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供
	12 自主回収への協力の推進	(53) 自主回収着手事業者への指導等 (54) 自主回収協力事業者への助言等			
	13 危害情報の申出制度の普及	(55) 危害情報申出制度の周知 (56) 危害情報への迅速な対応			
	III 関係者間の相互理解と協働の推進	14 民間組織等との協働	(57) 食品関係団体との連携		
		15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) 消費者との意見交換会の実施等 (60) リスクコミュニケーターの育成等		
		16 県民の意見の反映	(61) パブリックコメントの実施 (62) アンケート等による県民の意識の把握		